

○群馬県警察新型インフルエンザ対策業務継続計画の策定について（通達）

平成 22 年 3 月 8 日

群備二第 54 号 警察本部長

（概要）

この規定は、新型インフルエンザ発生時に、群馬県警察本部がその機能を維持し、必要な業務を継続するため、発生した場合の社会・経済状況を想定し、必要な事項を定めたものである。